

# 電気通信大学大学院情報理工学研究科入学試験委員会規程

平成22年 4月 1日

改正

平成22年 5月26日

平成22年 7月21日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学大学院情報理工学研究科教授会規程第9条第2項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科入学試験委員会（以下「委員会」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜の実施に關すること。
- (2) 学生募集要項に關すること。
- (3) 入学試験合格者の選考及び選考方法に關すること。
- (4) その他入学者選抜に關し必要と認められること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
  - (2) アドミッションセンター長
  - (3) 研究科長が指名する職員 1人
  - (4) 各専攻長
  - (5) 研究科教授会規程第2条第1項の構成員のうち研究指導担当資格を有する者で各専攻から選出された者 各1人
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めるときは、研究科教授会規程第2条第1項の構成員のうち研究指導担当資格を有する者のうちから若干人を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第3号の者とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、学務部入試課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。